

Q



連結納税制度が見直されると聞いたのですが、その概要を教えてください。

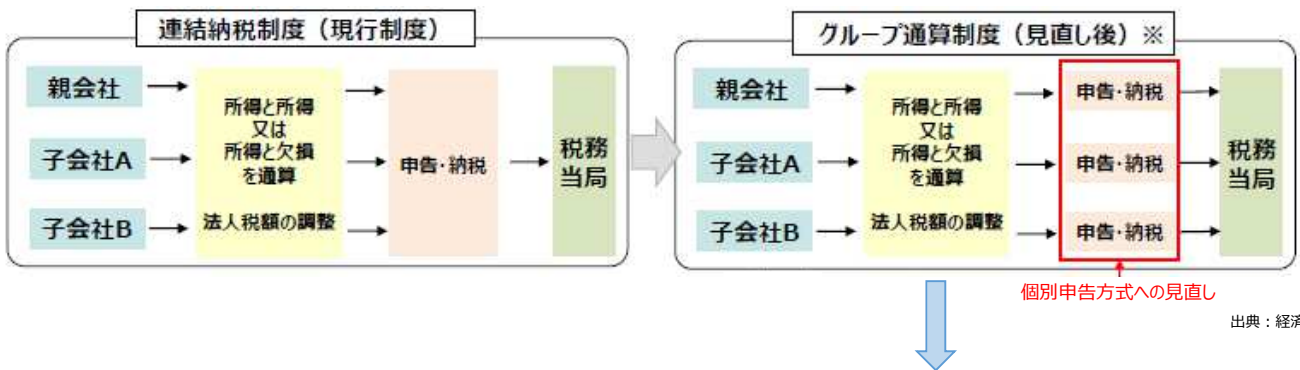
A



今回の改正により、連結納税制度からグループ通算制度への移行が発表されました。それぞれの制度についてまとめましたのでご参照ください。

●改正概要●

- ◆連結納税制度とは、企業グループ全体を1つの法人とみて、個々の法人の損益などを親会社に集約することにより親会社がまとめて申告・納税を行う制度をいいます。
- ◆グループ通算制度とは、企業グループ内において従来の損益通算を可能とする基本的な枠組みを維持しつつグループ内の各法人を納税単位として、それぞれが申告・納税を行う制度をいいます。



●連結納税制度見直しの意義●

◆連結納税制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえた上で、企業の事務負担軽減の観点から簡素化等の見直しを行うことにより、企業グループの一体的かつ効率的な経営の実現を促し、国際的な競争力の維持・強化を図ることができると考えられます。

◆連結納税最大のメリットである損益通算（グループ内の所得と欠損を相殺できる仕組み）は引き続き残され、またグループ通算制度の開始・加入時の時価評価課税及び欠損金の持込み等についても組織再編税制との整合性を図ることができると考えられます。

グループ通算制度における
所得金額等の計算のイメージ



●連結納税制度（現行制度）とグループ通算税制（新制度）の比較●

	連結納税制度（現行制度）	グループ通算制度（新制度）
①納税主体	親法人（一体申告方式）	各法人（個別申告方式）
②適用	選択適用	同左（*1）
③離脱	5年間再加入不可	同左
④事業年度	親法人の事業年度に合わせる	同左
⑤損益通算	可	同左
⑥税率	親法人の適用税率	企業グループ内の各法人の適用税率
⑦電子申告義務	有（一定の要件に該当する場合）	適用法人は強制
⑧修正・更正	グループ全体で計算	修正・更正事由が生じた通算法人のみで計算
⑨個別制度の計算	グループ調整計算するものと各法人ごとに計算するものがある（*2）	基本的に個別計算（*3）
⑩中小法人の判定	親法人の資本金の額により判定	グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合、グループ内全ての法人が中小法人に該当しない

（*1） 現在、連結納税制度を適用しているグループは自動的に新制度に移行するが、親法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに届出書を提出することにより、新制度に移行しないことも可能

（*2） グループ調整計算するもの → 研究開発税制、所得税額控除、受取配当等の益金不算入、寄付金の損金不算入他

（*3） グループ調整計算するもの → 研究開発税制、受取配当等の益金不算入他

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用開始

POINT



企業組織再編成を促進し、国際競争力の維持強化のために導入された連結納税制度に関して、企業がより迅速にかつ戦略的に組織再編を行うことができるよう今回の税制改正で見直されることとなりました。